

感染症罹患時の登園停止・再登園可能のめやす

◎登園停止が必要な感染症と登園停止の基準

*再登園には登園届が必要

病名	登園停止期間のめやす	
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過するまで	発症日が 0 日目とする
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、症状が軽快した後 24 時間	
百日咳	特有な咳が消える、または 5 日間の抗菌薬による治療完了まで	
麻疹(はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまで	
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
咽頭結膜熱 (アデノウイルス、プール熱)	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	
風疹	発疹が消失してから	
腸管出血性大腸菌感染症 (o157・o26・o111 等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了 48時間をあけて連続 2回の検便によっていずれも陰性が確認されてから	
流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	眼症状が改善し、医師により感染のおそれがないと認められるまで	

◎症状によっては欠席が必要な感染症(流行時には登園届が必要)

病名	再登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬治療開始後 24 時間を経て解熱し全身状態が良好となっていること
ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化した時
手足口病・ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響なく普段の食事が摂れるようになれば登園可能
伝染性紅斑(りんご病)	発疹のみで全身状態が良好であれば登園可能
マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳の症状が改善し全身状態が良好であれば登園可能
流行性嘔吐下痢症(ノロ・ロタ等)	嘔吐下痢の症状が治まり普段の食事が摂れるようになれば登園可能
サルモネラ感染症・ カンピロバクター感染症	下痢が治まり全身状態が良好であれば登園可能
急性細気管支炎(RS ウィルス症)	呼吸器症状が消失し全身状態が良好であれば登園可能
単純ヘルペス感染症	口内炎や歯肉炎のみの場合は普段の食事が摂れれば登園可能
带状疱疹	すべての発疹が痂皮化すれば登園可能
突発性発疹	解熱して全身状態が良好であれば登園可能

*感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが快適に生活できるよう、上記の感染症について登園届の提出をお願いします。

*登園のめやすを参考に医師の診断に従い、登園届を提出してください。

*感染力のある期間に配慮し、集団での保育所生活が可能な健康状態になってからの登園をお願いします。